

かいじ号

平成17年度

やまなし食の安全・安心優良団体表彰

山梨県では、皆さんの食の安全・安心についての意識を高めるため、食品の安全性の確保や食品に関する消費者への正確な情報の提供、消費者・生産者・事業者の相互理解・信頼関係の確立について、広く他の模範となる活動を行っている団体を表彰しています。平成17年度は次の団体が表彰されました。

甲府食肉事業協同組合

(代表者 高野修一 理事長 会員数 36名)

当組合は、食肉を取り扱う甲府市内の食肉小売業者等の組合で、県内でと畜された食肉を安全に消費者に届けられるよう、積極的な活動を進めています。

県独自の牛肉トレーサビリティーシステムを有効に活用するため、セミナーの開催、店頭へ生産履歴や生産者の情報などを記載したパネル掲示など、消費者への情報提供に努めています。

また、学校給食会と連携し、学校給食での県内産食肉の利用と、生産履歴等の伝達を行い「地産地消の推進」と安心確保の取り組みを行っています。

さらに、食品衛生法等に係るセミナーを開催し、と畜された食肉を衛生的に管理し販売するための施設見学、関係法令の遵守、リスクの低減に向けた活動などを継続的に行ってています。



山梨県養殖漁業協同組合

(代表者 五味義章 代表理事組合長 会員数42名)

当組合は、県内で鯉や鱒の養殖を行っている業者の協同組合で、養殖技術や経営向上のための活動を通じて、消費者が安心して食べられる養殖魚の供給に努めています。

組合員を対象とした養殖技術講習会を開催し、消費者の視点に立った安全な養殖魚の生産についての意識啓発や養殖技術の標準化に努めています。

また、養殖魚の安全性についての正しい情報を消費者に提供する取組みとして、動物性医薬品の投薬歴や給餌に関する記帳を推進するとともに、巡回調査を実施しています。

さらに、県内外の各種イベントへ積極的に参加し、消費者との交流促進にも力を入れるとともに、学校給食への養殖魚の利用を促進し、「地産地消」の推進にも貢献をしています。



平成16年度 消費生活相談レポート

相談件数は、過去最高の15,743件

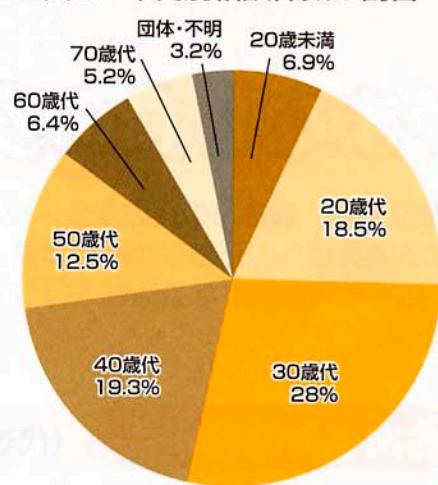
相談件数は過去最高 前年度の1.12倍

- 平成16年度に県の消費生活センターに寄せられた相談は、15,743件で、過去最高だった平成15年度の14,038件に比べ、1,705件(12%)増加しました。(図1)
- うち苦情相談は15,494件で前年度と比較すると1,849件(14%)増加しており、相談件数の約98%とほとんどを占めています。

図1 相談受付件数の推移



図2 年代別相談件数の割合



主な特徴

30歳代が第1位

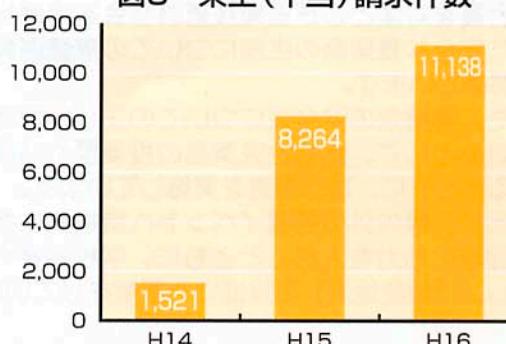
年代別では、30歳代が4,339件と最も多く、次いで40歳代(2,987件)、20歳代(2,863件)となっているが、商品を購入したり、サービスを利用したりする購買活動が盛んな年代は、被害も多いことが分かります。若年層や高齢者層については、情報不足から消費生活センターの存在等を知らないことを考慮すると実際の被害件数は、かなりの数にのぼるものと思われます。(図2)

架空請求の相談が7割

架空(不当)請求に関する相談が全体の70%を占めています。これが、平成15年度から相談件数を急激に増加させた原因といえます。(図3)

はがきや電話、電子メールなどで、心当たりのない料金や、利用した覚えのない有料サイトの料金を支払わせようとするものが主でしたが、新たに裁判手続きを悪用する手口などもあらわれました。特に有料サイトの請求では、インターネットの利用が盛んな若年層(中・高校生を含む)が、被害を受けるケースが増加し、消費者教育の推進が望まれます。

図3 架空(不当)請求件数



悪質な訪問販売の増加

昼間、自宅に一人でいるお年寄りを対象に、「無料点検」や「アンケートに答えて」などと販売等の目的を隠して自宅を訪問し、高額な屋根の修理や健康器具などを売りつける悪質な訪問販売の相談が増えています。

平成16年度 苦情相談件数 上位10品目

順位	品 目	件数	前年 件数	前年 順位
1位	電話情報提供サービス (アダルトサイト・出会い系サイトなどの架空請求など)	11,049件	5,539件	1位
2位	フリーローン・サラ金 (多重債務・ヤミ金・借りた覚えのない借金の不当請求など)	1,110件	3,102件	2位
3位	商品一般 (電話勧誘販売・通信販売・購入していない商品等に関する債権回収通知など)	301件	714件	3位
4位	相談その他	136件	178件	5位
5位	資格取得用教材 (行政書士・旅行業務取扱主任者の資格取得勧説、二次被害など)	94件	252件	4位
6位	電話関連サービス (通話料・電話回線サービスなど)	90件	25件	43位
7位	賃貸アパート (退去時における敷金の返還・原状回復など)	83件	136件	6位
8位	複合サービス会員 (特典をうたつた会員サービス)	76件	93件	10位
9位	普通・小型自動車 (整備不良など)	66件	95件	9位
10位	リースサービス (FAX付き電話機など)	61件	90件	11位

悪質商法の被害にあわないために

1. 契約は周りの人に相談するなど慎重に
2. 曖昧な返事はせず、断る場合はハッキリと
3. 「無料」「格安」「特別」「絶対」など、うまい話、もうけ話には要注意
4. うかつな署名、押印はやめる。
5. 普段から個人情報の取り扱いに注意する



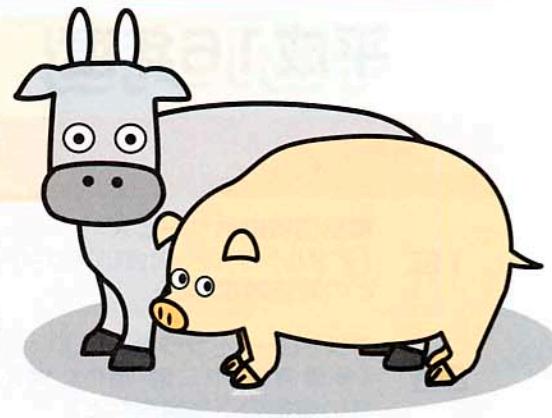
消費生活センターなどに相談する場合は

- なるべく早い時期に相談する。
- 状況を正確に把握するためにも、どうしたいのか確認するためにも、なるべく本人が相談する。

安全な畜産物を提供するため 飼料の安全性確保に取り組んでいます

飼料の安全性確保については、飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）に基づき行われています。

県では、飼料の安全性を確保し、製造・販売・使用の各段階で適正な取扱いを推進するため、以下のような取組みを行っています。



農家巡回指導を行っています

畜産農家を巡回し、飼料安全法に基づく表示状況・入手先などのチェックと、飼料の適正使用を指導しています。

飼料添加物残留検査を実施しています

鶏卵・鶏肉中の飼料添加物残留検査を実施し、安全な畜産物の流通に関する指導を行っています。

飼料の安全性に関する講習会を開催しています

飼料製造・販売業者、農協および畜産農家を対象に、講習会を開催し、飼料の安全性確保に関する知識の普及に努めています。

飼料の栄養性や安全性に関する立入検査を実施しています

県内に流通している飼料の栄養成分が正しく表示されているか、飼料製造・販売業者の立入検査を行い、成分検査を実施しています。

また、地域で製造されている飼料に肉骨粉等の混入がないか、立入検査を行っています。

飼料の適正使用について普及啓発・指導を行っています

飼料の適正使用の手引きを作成し、各関係機関と連携しながら、飼料製造・販売業者、農家に対する普及啓発・指導を行っています。

さらに、県では、動物用医薬品の使用方法や牛肉のトレーサビリティ制度、家畜伝染病の予防対策など、生産現場において生産者や関係業界が守らなければならない事項について、巡回指導を行うとともに、その知識の普及・啓発を図り、畜産物の安全性確保に努めています。

食品安全110番をご存じですか

「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

受付時間 午前8時30分～午後5時
(土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)

相談電話番号 055-223-1638

